

米原市現場代理人の常駐に関する運用基準

この運用基準は、米原市建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項における現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定について、運用事項を定めるものである。

（現場代理人の常駐義務緩和）

第 1 条 米原市が発注する工事において、次に掲げる期間について常駐義務を緩和するものとする。

（１）契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている不稼働期間であり、次のいずれかに該当する期間

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 契約約款第 20 条第 1 項または第 2 項の規定により、工事の全部を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

（２）契約額が 4,000 万円未満（税込み）でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間

2 現場代理人は、工事現場に常駐しない場合、その期間中は受注者として現場パトロールの実施と緊急時に速やかな対応がとれる体制を常に備える旨を事前に発注者に工事打合簿により報告しなければならない。

（現場代理人の兼務）

第 2 条 現場代理人の兼務を認める工事は、兼務するいずれの工事も前条の規定を満たすとともに、次の各号の全てを満たすものとする。

（１）発注者と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者が求めた場合には、工事現場に向かう等の対応がとれること。

（２）現場代理人が兼務する工事の双方の契約金額が 4,000 万円未満（税込み）の場合は、各工事現場間の移動時間が 1 時間程度（移動距離概ね 30 k m）であること。

（３）いずれも米原市が発注した工事箇所が米原市内の工事であり、特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

2 兼務を行う現場代理人は次の各号すべての要件を満たすものとする。

（１）すでに兼務している工事がなく（兼務は 2 件まで）。

（２）稼働中のいずれかの工事現場に常駐すること。

3 手続きの流れについては、別添「現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー」によること。

(現場代理人の兼務解除権)

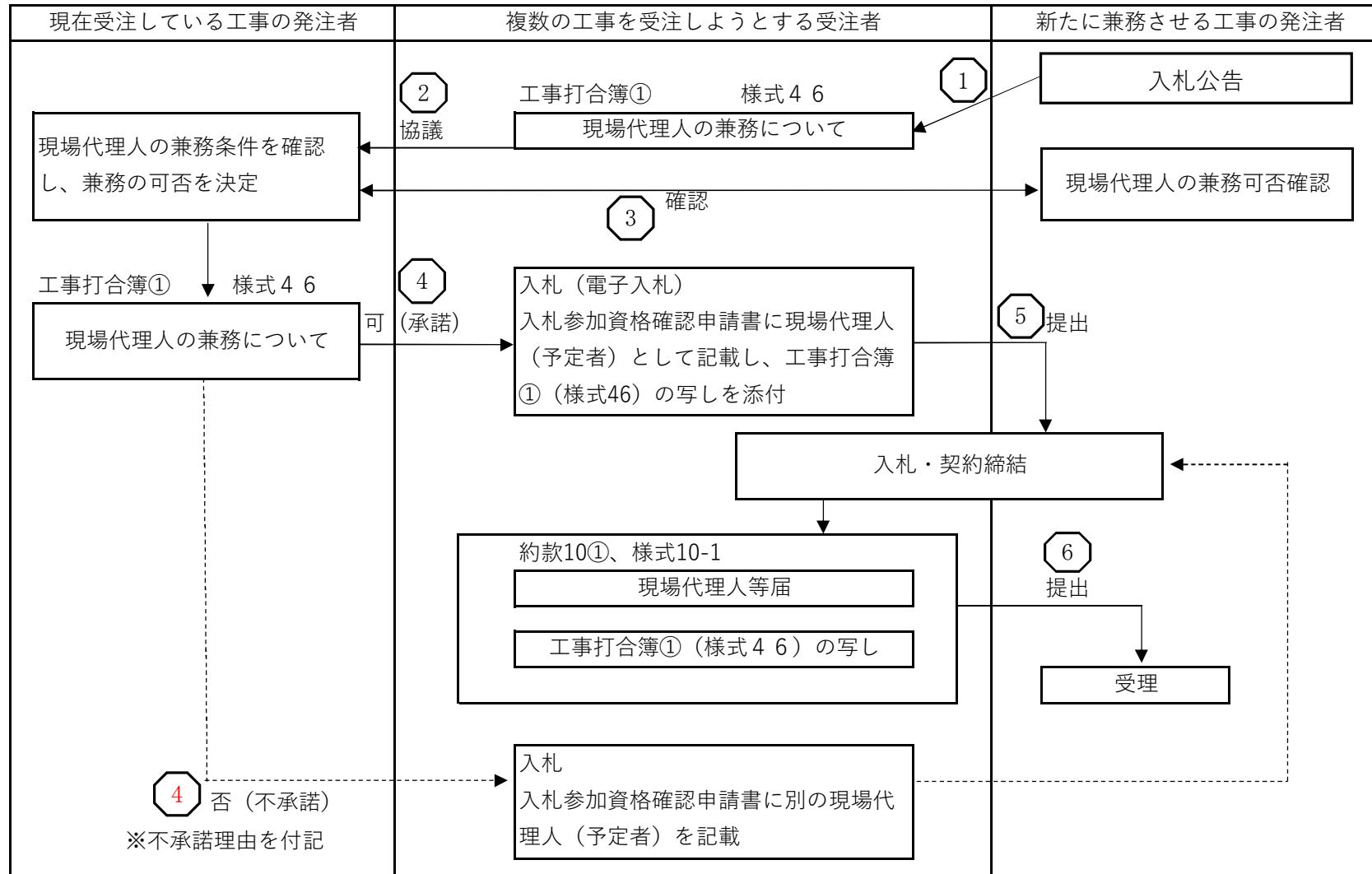
第 3 条 発注者は、虚偽の申請や工事内容に不備が生じた場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

(適用日)

第 4 条 この運用基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【別添】

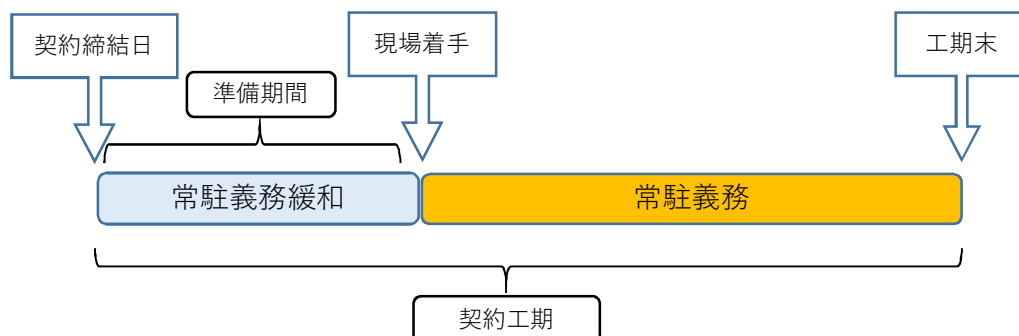
現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー



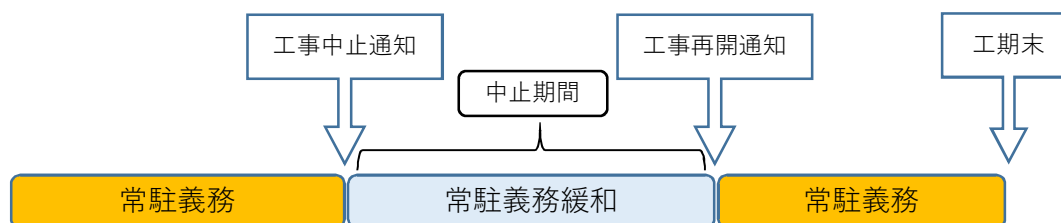
現場代理人の常駐義務緩和

米原市現場代理人の常駐に関する運用基準第1条第1項第1号

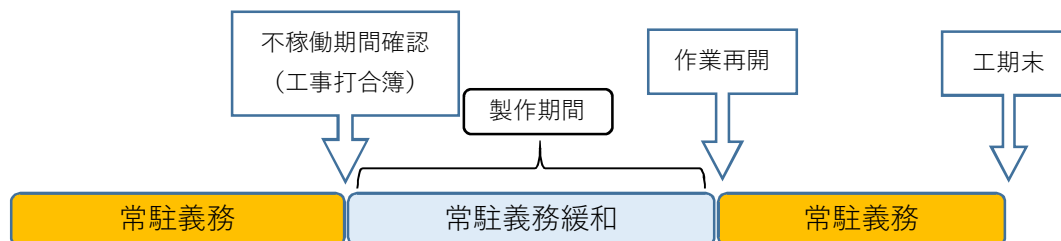
ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間



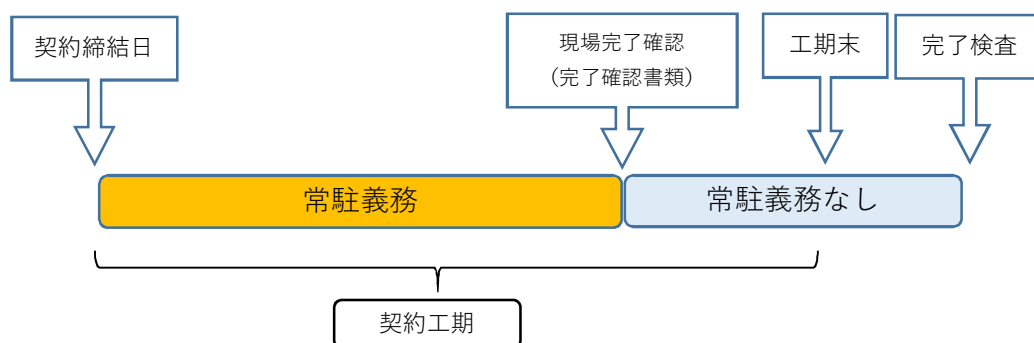
イ 契約約款第20条第1項または第2項の規定により、工事の全部を一時中止している期間



ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、昇降機等の工場製作期間



エ 工事が完了し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間



現場代理人の兼務

米原市現場代理人の常駐に関する運用基準第1条第1項第2号

契約額が4,000万円未満（税込）の工事を担当する現場代理人を他の工事と兼務させる期間

